

リース資産購入仕様書

- 1 品名 ガスクロマトグラフ質量分析計
- 2 納入期限 令和2年11月1日
- 3 納入場所 箕面浄水場1階（箕面市箕面2-7-1）

4 装置及び付属品の仕様

装置及び付属品は以下の全ての仕様を備え、別表左欄に掲げる項目について同表右欄の方法（以下、公定法という）で一斉分析できる新品の装置

(1) 本体 以下①または②のいずれかとし、後述の性能・仕様を満たすこと

- ① アジレント・テクノロジー(株)製 8890ガスクロマトグラフ(G3540A) 及び
5977B質量分析計(G7077BA)
- ② (株)島津製作所製 ガスクロマトグラフ質量分析計GCMS-QP2020NX

イオン化法は電子イオン化法で、イオン化電圧70Vで分析可能であること
電子イオン化法の感度は1pg/0.01ng測定時、S/N比1500:1以上であること
ターボ分子ポンプの総排気量は250ℓ/秒以上であること
揮発性有機化合物とかび臭物質を同一カラムで分析可能であること
1試料の分析時間は40分以内であること
非分析時のヘリウムガス節減機能を有すること

(2) パージ・トラップ装置及び試料自動注入装置

40ml用バイアルが50本以上連続分析可能であること
2種類の内部標準液を自動添加可能であること
揮発性有機化合物とかび臭物質をトラップ管を交換することなく分析可能であること

(3) ワークステーション

- | | | |
|-----------|---|-----|
| ① コンピューター | OS：日本語Windows10対応であること
CPU：3GHz以上、RAM：16GB以上、HDD：1TB以上
スーパーマルチドライブ内蔵または外付 | 1 式 |
| ② モニター | 液晶カラーモニター：24インチ以上、
解像度1920×1080以上のもの | 1 台 |
| ③ プリンター | A3対応カラーレーザープリンター | 1 台 |
| ④ ソフトウェア | PCから本体、質量分析計、パージ・トラップ装置、
試料自動注入装置を制御でき、データ取得・解析・
報告書作成等ができるもの
Excelが標準装備されていること
日本語Windows10対応であること | 1 式 |

(4) 付属品

専用バイアル・セプタム・キャップ 100組

セプタム 500個

その他分析及び機器の維持・調整に必要な物品 1式

5 納入等に関して

- (1) 契約後、納入仕様書を提出し本局職員と協議のうえ、納入すること。
- (2) 納入にかかる費用（機器の運搬、据付、設置工事、梱包材量等不用品の処分等）は全て受注者の負担とする。
- (3) 機器の搬入、据付及びそれに伴う工事を行うにあたって、建物及び備品等に損傷を与えた場合には、受注者において責任を持って原状復帰すること。
- (4) 納入に関しては、全て本局職員の指示に従い、設置及び公定法に基づいた測定条件の設定を行ったのち、操作方法の手順書を作成し、研修を行うこと。
- (5) 本局職員の性能確認をもって、検収を受けること。受注者は納入時に、別表の各項目について公定法に示される濃度範囲内で、本局職員の指示する4点以上の標準溶液を測定して検量線を作成し、決定係数 r^2 が0.995以上であること、及び測定下限値の変動係数が20%以下であることを証明すること。なお、本仕様書内容が満たされない場合には、機器または部品の交換を行い、満たすまで調整を行うこと。
- (6) 検収に必要な薬品、器具類は事前に本局職員と調整し、受注者負担において準備すること。
- (7) 検収後約1年経過時に、年次定期点検に相当する点検調整と消耗品の交換を実施し、性能の保持を確認すること。
- (8) 保証期間は納入後1年間とすること。なお保証が適用された際の修理調整には3営業日以内に着手すること。
- (9) 保証期間中、上下水道局の故意または過失によらない場合で、対象項目の定量下限値や精度が保持できないときは故障とみなし、修理調整すること。修理調整のため、定期検査が10日以上滞る場合には、その間に予定している検体を水道法第20条の登録検査機関において委託検査すること。なお、登録検査機関の選定については本局職員と協議するものとする。
- (10) 電源設備は単相200V, 20Aが2口、単相100V, 20Aが2口、同15Aが6口設置されている。これ以外の電源を必要とする場合は、1階分電盤より受注者において別途工事を行うこと。
- (11) 以下の機器を関連法令に基づき廃棄し、廃棄の証明となる書類を提出すること。
島津製作所製 GCMS-QP2010 Plus（ロータリーポンプを含む） 1式
パーキンエルマー製 ヘッドスペースサンプラーTurboMatrix HS-40 1台
デスクトップ型コンピューター 1式
- (12) その他、本件について疑義が生じた場合は、別途協議とする。

6 その他

- (1) 本件については、上下水道局においてリース契約を行うものとする。
- (2) リース期間は、令和2年11月1日から令和7年10月31日まで（60か月）とする。
- (3) リース料金の支払いについては、当月の1日から同月末までを1か月とし、リース期間を1か月ごとに60回に分割して支払うものとする。
- (4) 受注者は契約後、リース料総額以外に物件価格についても上下水道局に提出すること。
- (5) リース期間満了後は、上下水道局に無償譲渡を行うものとする。

別表

項目		検査方法
水質基準項目	四塩化炭素	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成15年厚生労働省告示第261号) 別表第14
	1, 4-ジオキサン	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	テトラクロロエチレン	
	トリクロロエチレン	
	ベンゼン	
	クロロホルム	
	ジブロモクロロメタン	
	ブロモジクロロメタン	
	ブロモホルム	
	ジェオスミン	同上 別表第25
	2-メチルイソボルネオール	
水質管理目標設定項目	1, 2-ジクロロエタン	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について (平成15年10月10日健水発第1010001号) 別添4 別添方法1
	トルエン	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	
	メチル-t-ブチルエーテル	
	1, 1-ジクロロエチレン	